

TOPICS 5 新型コロナウイルス・インフルエンザの同時流行に備え 年末年始に発熱外来を開設します

●問合せ：甲賀市健康福祉部医療政策室 (Tel)69-2171 (Fax)63-4085
※年末年始は各医療機関へお問い合わせください。

開設日	医療機関	所在地	電話番号	開設時間	受付時間	小児科
12月30日	太田医院	甲賀市水口町虫生野中央81-2	63-3553 63-3551	8時～13時	8時～12時50分	○
	かりゆしクリニック *受診歴ある方のみ	甲賀市土山町大野401	67-0155	9時～13時	9時～12時	—
12月31日	石部診療所	湖南省市石部東5丁目3-1	77-4100	9時～13時	9時～12時	—
1月 1日	みなくち診療所	甲賀市水口町貴生川293-1	62-3346	9時～13時	8時45分～12時	—
1月 2日	水戸診療所	湖南省市西峰町1-1	75-0180	9時～13時	9時～12時	—
1月 3日	仁生会甲南病院	甲賀市甲南町葛木958	86-3131	9時～13時	9時～12時	—

- 受診方法** あらかじめ電話連絡を行い、予約を入れる等の指示に従って受診してください。
- 受診対象** 発熱・のどの痛み・せき・倦怠感などの症状がある方。
- その他** 医療費は休日加算の対象となります。実施内容の詳細・変更等は甲賀市・湖南省のホームページでお知らせします。



<お子様の体調不良時には…>

※小児科が開いていない時は、公立甲賀病院の小児科救急外来の受診を検討してください。(Tel)62-0234
※判断に迷う場合は「小児救急電話相談#8000」でアドバイスが受けられます。

TOPICS 6 集団接種会場【信楽会場】を移転します

●問合せ：新型コロナウイルス感染症対策室相談センター (Tel)69-2154 (Fax)69-2255

12月の信楽集団接種会場を次の会場へ移転します。

◆**信楽開発センター(信楽町長野1251番地)**
オミクロン株対応2価ワクチン(※1)の年内接種をご検討ください。

これまで2年間、年末年始に新型コロナウイルス感染症が流行しています。重症化リスクの高い高齢者をはじめ、若い方も年内のオミクロン株対応2価ワクチン接種をご検討ください。オミクロン株対応2価ワクチンは1・2回目接種を完了された12歳以上で最終接種から3か月以上経過している方が接種可能です。

★**接種間隔が5か月以上から3か月以上に短縮されています。**
なお、オミクロン株対応2価ワクチンは1人1回の接種です。

※1 従来株とオミクロン株の両方に対応するワクチン

コールセンター・相談センターの 年末年始休業のお知らせ

●**新型コロナウイルス
ワクチン接種コールセンター**

(Tel)0120-102-852

●**新型コロナウイルス
感染症対策室相談センター**

(Tel)69-2154

※12月29日から
1月3日まで休業となります。



TOPICS 7 令和4年 第5回甲賀市議会臨時会

●問合せ：総務課 総務統計係 (Tel)69-2120 (Fax)63-4086

第5回甲賀市議会臨時会が令和4年11月10日に開催されました。

市が提案した7件の議案は全て承認、可決、同意されました。詳細は、市ホームページ「甲賀市議会」のページに掲載しています。



TOPICS 3 甲賀市生活応援クーポン券(2022) 利用可能店舗を募集します

●問合せ：総務課 総務統計係 (Tel)69-2185 (Fax)63-4086

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響による支援のため生活応援クーポン券(2022)(以下「クーポン券」という。)を市内全世帯に配布します。

このクーポン券をご利用いただける店舗等を募集します。

- 募集店舗等** 市内に事業所又は店舗等がある事業者
- 申込期間** 令和5年1月31日(火)まで
- 申込方法** 市ホームページの申込方法を確認の上、必要事項を記載し、総務課まで申込フォーム、郵送、持参等の方法で申し込みください。

●**留意事項** 利用可能店舗の登録に負担金や手数料は不要です。店舗で利用されたクーポン券の換金は令和5年2月から受け付けます。一部、対象外となる物品やサービスがあります。

●**その他** 市HPに掲載されている甲賀市生活応援クーポン券取扱店舗等募集要領を確認の上お申し込みください。

市ホームページ▶

(URL) <https://www.city.koka.lg.jp/21796.htm>



- クーポン券の内容**
クーポン券:1冊5,000円(500円券×10枚)
全世帯に配布(1世帯に1冊)
- 利用方法** 買特等の代金500円ごとに500円のクーポン券を1枚利用可能
- 利用期間** 令和5年2月1日(水)～令和5年3月19日(日)



TOPICS 4 観光事業者運営支援補助金の申請はお早めに!

●問合せ：観光企画推進課 観光振興係 (Tel)69-2190 (Fax)63-4087

市内事業所から食材等の仕入れや、市内観光関連団体に所属する観光関連事業者や飲食店等に農産物等を納品されている方を対象に費用の一部補助や定額補助を実施しています。

申請の締め切り直前には多数の申請が見込まれますので、申請の準備ができています方はお早めにお申し込みください。

【仕入れに対する補助】

●**対象者(いずれかに該当する方)**

- 市内に事業所を有し、観光関連団体に所属する観光関連事業者の方
- 市内で飲食事業を営まれる市民の方

●**対象経費**

令和4年3月1日から12月31日の間で取引のあった経費のうち、市内事業者や農業者からの農産物等の仕入れにかかる経費

●**補助率**

補助対象経費の二分の一(補助上限20万円)

※ただし、補助対象経費のうち、税抜き60万以上を市内産農産物等が占める場合には、補助上限が30万円となります。

【納品に対する補助】

●**対象者**

●仕入れ補助の対象者に対して、農産物等を納品している農業者・集落営農法人・市内産農産物等を取り扱う事業者の方

●**対象要件**

令和4年3月1日から12月31日の間で取引のあった経費のうち、仕入れ補助の対象者に税抜き10万円以上の納品がある場合

●**補助額**

定額5万円(税抜き10万円以上の納品があった場合に限り)

【仕入れ・納品に対する補助】

●**受付期間**

令和5年2月28日(火)まで
申請書の記載方法や事業の詳細は、市ホームページでご確認いただくか、観光企画推進課までお問い合わせください。

市ホームページ▶

